

裁 判 官 会 議 議 事 録

- 1 日時 令和7年12月19日（金）午後4時
- 2 場所 東京高等裁判所大会議室（3階）
- 3 出席者 別紙第1 令和7年度後期裁判官会議出席者名簿のとおり
(※印の出席者は、ウェブ会議の方法による。)
- 4 付議事項 別紙第2 令和7年度後期裁判官会議付議事項のとおり
- 5 議事の進行

事務局長

本会議の成立宣言

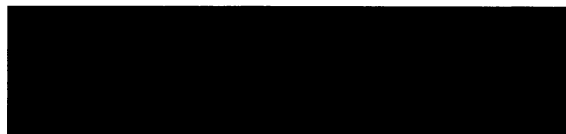
議長（長官）

説明者（事務局長）

- (1) 開会宣言
- (2) 第1議案報告
- (3) 第2議案上程・承認
- (4) 第3議案上程・承認
- (5) 第4議案上程・承認
- (6) 閉会宣言

令和8年1月6日

事務局長



議 長



(別紙第1)

令和7年度後期裁判官会議出席者名簿

東京高等裁判所長官	堀田 眞哉
東京高等裁判所事務局長	富澤 賢一郎
東京高等裁判所事務局長補	三貫納 隼
東京高等裁判所判事（第1民事部）	小出 邦夫
	田中 孝一
	上村 考由
	進藤 光慶
	中 嵩 諏訪
東京高等裁判所判事（第2民事部）	谷口 園恵
	菅 家 忠行
	中久保 朱美
	山口 和宏
	小西 慶一
東京高等裁判所判事（第4民事部）	鹿子木 康
	坂田 大吾
	向井 宣人
	脇村 真治
東京高等裁判所判事（第5民事部）	木納 敏和
	伊藤 正晴
	遠藤 東路
	岩崎 慎
	渡辺 諭
東京高等裁判所判事（第7民事部）	三輪 恭子
	日置 朋弘
	古庄 研

【機密性2】.

東京高等裁判所判事（第8民事部）

鈴木和孝
門田友昌
男澤聡子
大野晃宏
水倉義貴
木村匡彦
内海雄介

東京高等裁判所判事（第9民事部）

相澤眞木
小林康彦
鈴木千帆
廣瀬孝
宮崎拓也

東京高等裁判所判事（第10民事部）

宮坂昌利
岩松浩之
大澤知子
西村修
小島清二

東京高等裁判所判事（第11民事部）

三木素子
前澤達朗
下馬場直志
南宏幸

東京高等裁判所判事（第12民事部）

梅本圭一郎
工藤正
新谷貴昭
内田哲也

東京高等裁判所判事（第14民事部）

佐藤哲治
小川理津子

【機密性 2】

東京高等裁判所判事（第 1 5 民事部）

杉 本 宏 之
篠 原 康 治
石 村 智
小 田 真 治
村 田 斉 志
内 野 俊 夫
武 藤 貴 明
三 井 大 有
栗 田 正 紀

東京高等裁判所判事（第 1 6 民事部）

中 村 さとみ
浅 田 秀 俊
森 岡 礼 子
大 寄 久
吉 田 徹

東京高等裁判所判事（第 1 7 民事部）

森 脇 江津子
有 富 正 剛
榮 岳 夫
高 田 公 輝

東京高等裁判所判事（第 1 9 民事部）

萩 本 修
山 城 司
上 田 洋 幸
天 川 博 義
福 田 敦

東京高等裁判所判事（第 2 0 民事部）

山 田 真 紀
本 田 能 久
橋 本 修

【機密性 2】

東京高等裁判所判事（第 2 1 民事部）

樋 口 真貴子

永 谷 典 雄

伊 藤 由紀子

福 渡 裕 貴

加 藤 正 佳

東京高等裁判所判事（第 2 2 民事部）

谷 口 豊

春 名 茂

増 田 吉 則

富 岡 貴 美

石 垣 智 子

東京高等裁判所判事（第 2 3 民事部）

古 谷 恭一郎

間 史 恵

島 村 典 男

渡 邊 達之輔

東京高等裁判所判事（第 2 4 民事部）

東 亜由美

小 海 隆 則

山 門 優

右 田 晃 一

林 史 高

船 所 寛 生

東京高等裁判所判事（第 1 刑事部）

島 田 一

國 井 恒 志

橋 本 健

新 崎 長 俊

東京高等裁判所判事（第 2 刑事部）

田 邊 三保子

上 岡 哲 生

佐 藤 基

【機密性2】

東京高等裁判所判事（第3刑事部）

大 野 洋
佐 藤 傑
吉 崎 佳 弥
香 川 徹 也
石 田 寿 一
渡 辺 美紀子
結 城 真一郎

東京高等裁判所判事（第4刑事部）

家 令 和 典
早 川 幸 男
安 藤 祥一郎
佐 脇 有 紀
丸 山 哲 巳

東京高等裁判所判事（第5刑事部）

鈴 木 巧
奥 山 豪
中 島 真一郎

東京高等裁判所判事（第6刑事部）

吉 井 隆 平
瀧 岡 俊 文
三 浦 隆 昭

東京高等裁判所判事（第8刑事部）

齊 藤 啓 昭
木 山 暢 郎
横 山 泰 造
品 川 しのぶ

東京高等裁判所判事（第10刑事部）

細 田 啓 介
中 桐 圭 一
野 村 賢
柴 田 誠
多 田 裕 一

【機密性2】

東京高等裁判所判事（第11刑事部）

辻川靖夫

小川賢司

神田大助

結城剛行

日野浩一郎

蛭田円香

東京高等裁判所判事（第12刑事部）

田村政喜

金子大作

三上潤

東京高等裁判所判事（第3特別部）

野澤晃一

知的財産高等裁判所判事（第1部）

※増田稔

※伊藤清隆

※天野研司

知的財産高等裁判所判事（第2部）

※森富義明

※菊池絵理

※頼晋一

知的財産高等裁判所判事（第3部）

※中平健

※今井弘晃

※水野正則

知的財産高等裁判所判事（第4部）

※長谷川浩二

※岩井直幸

※安岡美香子

東京高等裁判所職務代行判事

村上誠子

東京高等裁判所事務局次長

黒瀬宣輝

東京高等裁判所民事首席書記官

八幡有紀

東京高等裁判所刑事首席書記官

内野洋

東京高等裁判所事務局総務課長

松島健二

【機密性2】

東京高等裁判所事務局人事課長

町島優子

東京高等裁判所事務局会計課長

木田佳子

東京高等裁判所事務局管理課長

井上崇

知的財産高等裁判所事務局長兼首席書記官

※ 渡邊堅司

令和7年度後期裁判官会議付議事項

第1議案

長官に委任された司法行政事務処理についての報告事項・・・・・・・・1～3

第2議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づき承認を
求める事項・・・・・・・・4～12

第3議案

令和7年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務
の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政
事務の代理順序に関する定めについての事項・・・・・・・・13～18

第4議案

令和8年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務
の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政
事務の代理順序に関する定めについての事項・・・・・・・・19～46

第 1 議案

長官に委任された司法行政事務処理についての報告事項

長官に委任された司法行政事務

総務課分掌事務

裁判官会議その他の会議の庶務に関する事項

裁判所の長の庶務に関する事項

機密に関する事項

渉外に関する事項

自動車の配車に関する事項

公印の保管に関する事項

文書の接受、作成、発送、保存及び廃棄並びに文書事務の管理に関する事項

通知、報告等に関する事項

文書事務に関するその他の事項

司法行政文書の開示に関する事項

司法行政事務に関して保有する個人情報の保護に関する事項

情報システムの管理、情報セキュリティ対策及び情報化に関する事務の連絡調整に関する事項

広報に関する事項

図書及び資料（以下「図書資料」という。）の収集その他の資料事務に関する事項

図書資料の受入れ、整理、保管、閲覧及び参照に関する事項

資料室の管理運営に関する事項

裁判官の秘書的事務に関する事項

人事課分掌事務

人事に関する計画、連絡、報告等に関する事項

裁判官及び一般職員の人事に関する事項

- 1 試験、選考等に関する事項
- 2 任免、補職その他の人事異動に関する事項
- 3 服務、分限、懲戒等に関する事項
- 4 人事記録に関する事項
- 5 給与に関する事項
- 6 退職手当等に関する事項
- 7 公務災害補償に関する事項
- 8 給与簿に関する事項

職員団体及び苦情処理に関する事項

保健、安全保持及び厚生に関する事項

考課、研修、表彰、レクリエーションその他の勤務能率の発揮及び増進に関する事項

会計課分掌事務

会計に関する計画、連絡、報告等に関する事項

予算及び決算に関する事項

歳入の徴収に関する事項

歳出の支出に関する事項

保管金に関する事項

物品及び役務の調達に関する事項

物品の出納、保管及び処分に関する事項

自動車の運転及び維持管理に関する事項

庁舎その他の施設の整備等の営繕に関する事項

国有財産の管理に関する事項

会計監査に関する事項

会計に関する法規の解釈及び質疑に関する事項

不正事件その他の会計関係事故の報告に関する事項

民事保管物の受入れ、保管、仮出し及び返還に関する事項

押収物等の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事項

管理課分掌事務

庁舎その他の施設の管理及び安全保持に関する計画、連絡、報告等に関する事項

警備、設備、清掃等の業務の委託に関する事項

役務作業に関する事項

電話の交換に関する事項

通話記録に関する事項

電気及び機械の設備の運転管理に関する事項

環境衛生に関する事項

庁舎その他の施設の警備に関する事項

火災及び盗難の防止に関する事項

第 2 議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第 1 4 条の規定に基づき承認を求める事項

令和 7 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、
裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め
(令和 6 年 1 2 月 2 0 日裁判官会議決議) の一部改正

上記の定めについて、別紙 1 から別紙 3 までのとおり一部改正した。

(別紙 1)

令和 7 年度前期裁判官会議（令和 7 年 6 月 2 7 日開催）の翌日から令和 7 年 1 2 月 1 9 日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程第 1 4 条の規定に基づく応急の措置として、令和 7 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め「(別表 1) 東京高等裁判所裁判官配置表」の一部を次のように改正した。

(令和 7 年 7 月 1 8 日現在)

削除	坂 本 三 郎 (第 4 民事部)
	(総) 堀 田 眞 哉 (第 1 特別部、第 2 特別部)
配置	(兼) 竹 内 努 (第 1 1 民事部、第 1 特別部 (総))
	(兼) 春 名 茂 (第 2 2 民事部、第 2 特別部 (総))

(令和 7 年 8 月 1 日現在)

削除	齊 藤 充 洋 (第 1 5 民事部、第 3 特別部)
	松 本 真 (第 2 2 民事部、第 3 特別部)
配置	脇 村 真 治 (第 4 民事部)
	小 川 理津子 (第 1 4 民事部、第 3 特別部)

(令和 7 年 8 月 4 日現在)

配置	内 田 哲 也 (第 1 2 民事部、第 3 特別部)
----	-----------------------------

(令和 7 年 8 月 5 日現在)

配置	小 西 慶 一 (第 2 民事部、第 2 特別部)
	樋 口 真貴子 (第 2 0 民事部)
	佐 藤 傑 (第 2 刑事部、第 5 特別部)
	結 城 真一郎 (第 3 刑事部)

(令和 7 年 9 月 8 日現在)

削除 浅岡 千香子 (第12民事部、第3特別部)

吉田 光寿 (第21民事部)

富澤 賢一郎 (第23民事部)

(総) 永 渕 健 一 (第3刑事部)

佐藤 哲郎 (第5刑事部、第4特別部)

配置 前澤 達朗 (第11民事部、第4特別部)

村上 誠子 (第21民事部)

(総) 吉崎 佳弥 (第3刑事部)

(令和7年9月10日現在)

配置 渡邊 達之輔 (第23民事部)

(令和7年9月19日現在)

配置 (兼) 佐藤 傑 (第5刑事部)

(令和7年9月30日現在)

削除 宮 永 忠 明 (第4民事部)

配置 木村 匡彦 (第8民事部、第3特別部)

(令和7年10月6日現在)

削除 (総) 太田 晃 詳 (第14民事部、第3特別部)

森田 強 司 (第11民事部、第4特別部)

配置 (総) 佐藤 哲 治 (第14民事部、第3特別部)

(令和7年10月26日現在)

削除 田 中 芳 樹 (第8民事部、第3特別部)

橋 爪 信 (第20民事部)

佐 野 信 (第21民事部)

清 水 響 (第3特別部)

配置 森 富 義 明 (第3特別部)

(令和7年11月2日現在)

機密性 2

削除 吉 川 健 治 (第 1 6 民事部、第 2 特別部)

齋 藤 巖 (第 1 9 民事部、第 4 特別部)

本 多 知 成 (第 3 特別部)

配置 長谷川 浩 二 (第 3 特別部)

(令和 7 年 1 1 月 5 日現在)

削除 (総) 伊 藤 雅 人 (第 5 刑事部、第 4 特別部)

中 川 正 隆 (第 6 刑事部)

配置 (総) 鈴 木 巧 (第 5 刑事部、第 4 特別部)

(令和 7 年 1 2 月 1 1 日現在)

削除 佐 藤 弘 規 (第 8 刑事部、第 4 特別部)

(兼) 竹 内 努 (第 1 1 民事部、第 1 特別部 (総))

配置 (総) 堀 田 眞 哉 (第 1 特別部)

(令和 7 年 1 2 月 1 6 日現在)

削除 (総) 佐々木 宗 啓 (第 1 6 民事部、第 2 特別部)

桃 崎 剛 (第 9 民事部、第 1 特別部)

配置 (総) 中 村 さとみ (第 1 6 民事部、第 2 特別部)

(令和 7 年 1 2 月 2 2 日現在)

配置 宇田川 公 輔 (第 2 0 民事部)

(別紙 2)

令和 7 年度前期裁判官会議（令和 7 年 6 月 2 7 日開催）の翌日から令和 7 年 1 2 月 1 9 日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程第 1 4 条の規定に基づく応急の措置として、長官に差し支えがあるときの代理順序について、次のように指名した。

(令和 7 年 7 月 2 3 日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第 1 順位 第 4 民事部 鹿子木 康 部総括判事

第 2 順位 第 1 0 刑事部 細田 啓介 部総括判事

(1 月から 6 月まで。7 月から 1 2 月までは第 1 順位と第 2 順位が逆となる。)

第 3 順位 第 5 民事部 木納 敏和 部総括判事

第 4 順位 第 1 4 民事部 太田 晃詳 部総括判事

第 5 順位 第 5 刑事部 伊藤 雅人 部総括判事

第 6 順位 第 1 7 民事部 吉田 徹 部総括判事

第 7 順位 第 9 民事部 相澤 眞木 部総括判事

第 8 順位 第 1 1 刑事部 辻川 靖夫 部総括判事

第 9 順位 第 1 2 刑事部 田村 政喜 部総括判事

第 10 順位 第 1 刑事部 島田 一 部総括判事

(令和 7 年 1 1 月 1 2 日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第 1 順位 第 4 民事部 鹿子木 康 部総括判事

第 2 順位 第 10 刑事部 細田 啓介 部総括判事

(1 月から 6 月まで。7 月から 12 月までは第 1 順位と第 2 順位が逆となる。)

第 3 順位 第 5 民事部 木納 敏和 部総括判事

第 4 順位 第 17 民事部 吉田 徹 部総括判事

第 5 順位 第 9 民事部 相澤 眞木 部総括判事

第 6 順位 第 7 民事部 水野 有子 部総括判事

第 7 順位 第 11 刑事部 辻川 靖夫 部総括判事

第 8 順位 第 12 刑事部 田村 政喜 部総括判事

第 9 順位 第 1 刑事部 島田 一 部総括判事

第 10 順位 第 2 刑事部 田邊三保子 部総括判事

(別紙 3)

令和 7 年度前期裁判官会議（令和 7 年 6 月 2 7 日開催）の翌日から令和 7 年 1 2 月 1 9 日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程第 1 4 条の規定に基づく応急の措置として、令和 7 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めの第 3 章第 1 節 1 及び第 4 章 6 （1）を次のように改正した。

- 1 令和 7 年 7 月 1 5 日から、別紙のように改める。

(別紙)

第 3 章 裁判事務の分担

第 1 節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第 1 民事部、第 2 民事部、第 4 民事部、第 5 民事部、第 7 民事部から第 12 民事部まで、第 14 民事部から第 17 民事部まで及び第 19 民事部から第 24 民事部までの各部は、本節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第 15 民事部、第 16 民事部、第 17 民事部及び第 19 民事部が、(10)から(15)までの事件は、第 4 民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件
((8)の事件及び第 3 節の 3 の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件

- (12) 電波法第 9 7 条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第 5 7 条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第 2 0 条第 1 項及び第 4 項並びに家事事件手続法第 2 7 4 条第 1 項による調停事件

第 4 章 事件の分配

- 6 (1) 第 4 民事部が担当する第 3 章第 1 節 1 の (10) から (13) まで及び (15) に掲げる事件は、1 の (1) の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の 1 件として計算する。

東京高等裁判所裁判官配置表(令和7年12月28日現在)

民 事 部																	
部	裁 判 官					部	裁 判 官					部	裁 判 官				
第1民事部	総	小田上進中	出中村藤嵩	邦孝考光諏	夫一由慶訪	第10民事部	総	宮岩大西小	坂松澤村島	昌浩知清	利之子修二	第19民事部	総	萩山上天福	本城田川田	洋博	修司幸義敦
第2民事部	総 ※	谷菅中山国小	口家久口分西	園忠保和貴慶	恵行美宏之一	第11民事部	総	三前下坂南	木澤馬庭	素達直正宏	子朗志将幸	第20民事部	総	山本橋宇樋	田本川真	真能公貴	紀久修輔子
第4民事部	総 ※	鹿坂進向脇	子田藤井村	木大壮一宣真	康吾郎人治	第12民事部	総	中工新内	吉藤谷田	徹貴哲	郎正昭也	第21民事部	総	永伊村福加	谷藤上渡藤	典由誠裕正	雄子子貴佳
第5民事部	総	木伊遠岩渡	納藤藤崎辺	敏正東	和晴路慎諭	第14民事部	総	佐小杉篠石小	藤川本原村田	哲理宏康真	治子之治智治	第22民事部	総 (兼)	谷春増富五石	口名田岡嵐十垣	吉貴章智	豊茂則美裕子
第7民事部	総	水三日古鈴	野輪置庄木	有恭朋和	子子弘研孝	第15民事部	総	村内武三栗	田野藤井田	斉俊貴大正	志夫明有紀	第23民事部	総	古渡間島渡	谷邊村邊	恭和史典達	一郎義恵男輔
第8民事部	総	門大水木内	田野倉村海	友晃義匡雄	昌宏貴彦介	第16民事部	総	中浅森大	村田岡寄	さと秀礼	み俊子久	第24民事部	総 (兼) ※	東増小山右林藤船	田海門田倉所	亜隆晃史徹寛	美稔則優一高也生
第9民事部	総	相小鈴廣宮	澤林木瀬崎	眞康千拓	木彦帆孝也	第17民事部	総	吉鈴森有榮高	田木脇富田	正江正岳公	徹紀子剛夫輝						

※他の裁判所へ常てん補

刑 事 部																	
部	裁 判 官				部	裁 判 官				部	裁 判 官						
第1刑事部	総	島國橋新	田井本崎	恒長	一志健俊	第5刑事部	総 (兼)	鈴木奥中佐	木山真一 島藤	巧豪郎傑	第9刑事部	総 (兼) (兼) (兼) (兼)	細中野柴多	田桐村田田	啓圭裕	介一賢誠一	
第2刑事部	総	田上佐大佐	邊岡藤野藤	三哲	保子生基洋傑	第6刑事部	総	入吉瀧三	江井岡浦	隆俊隆	猛平文昭	第10刑事部	総	細中野柴多	田桐村田田	啓圭裕	介一賢誠一
第3刑事部	総 ※	吉佐香石渡結	崎藤川田辺城	佳晋徹寿美真	弥郎也一子郎	第7刑事部	総 (兼) (兼) (兼) (兼)	細中野柴多	田桐村田田	啓圭裕	介一賢誠一	第11刑事部	総	辻神結日蛭	川田城野田	靖大剛一円	夫助行郎香
第4刑事部	総	家早安佐丸	令川藤脇山	和幸祥一有哲	典男郎紀巳	第8刑事部	総	齊木横品	藤山山川	啓暢泰しの	昭郎造ぶ	第12刑事部	総 (兼)	田金日三	村子野上	政大浩一	喜作郎潤

※他の裁判所へ常てん補

特別部		
第1特別部 (海難事件)	第3特別部 (独占禁止等関係事件)	第4特別部 (分限, 内乱, 国民審査, 弁護士法事件等)
総 堀木相伊遠小鈴廣岩宮渡 田納澤藤藤林木瀬崎崎辺 眞敏眞正東康千 拓 哉和木晴路彦帆孝慎也諭	総 堀増森小谷長村中佐門中小内菊工杉今田篠増石岩上武富伊水坂劔品菊菊進新小三五頼大栗石野水木内中内天安三 田田富出口川谷田平藤田吉川野池藤本井中原田村井村藤岡藤野本持川池藤谷田井十嵐 眞義邦浩 斉 哲友徹 津 俊絵 宏弘孝康吉 直考貴貴清正浩淳英浩光貴眞大章 哉稔明夫豊二志健治昌郎子夫理正之晃一治則智幸由明美隆則志子基也慶昭治有裕一宏紀子一貴彦也訪介司子隼 晋晃正智晃義匡哲諏雄研 香 納	総 堀吉萩鈴東齊小三鈴木奥横山山中前森上有品右下榮天林藤坂高南福船 田田本木 藤海木木山山城門 島澤 脇 田富 川 田馬 川 倉庭田 田所 眞正由 啓隆素 暢 泰 一達 津 正の晃 直 岳博史徹正公宏 寛 哉徹修紀美昭則子巧郎豪造司優郎朗子幸剛ぶ一志夫義高也將輝幸敦生
第2特別部 (人身保護請求事件)		第5特別部 (逃亡犯罪人引渡法による事件)
総 春谷菅中中浅山森大國小 名口家 村久 保 田口岡寄分西 園忠と朱 秀和礼 貴慶 茂恵行み美俊宏子久之一	※※※※※ ※	総 堀島田上國佐橋新大佐 田田邊 岡井藤本崎野藤 眞三保 哲恒 長 哉一子生志基健俊洋傑

新件を配てんする部の構成である(旧件については、従前の配てんによる。)。
※他の裁判所へ常てん補

東京高等裁判所裁判官配置表(令和7年12月30日現在)

民 事 部																	
部	裁 判 官					部	裁 判 官					部	裁 判 官				
第1民事部	総	小田上進中	出中村藤寫	邦孝考光諏	夫一由慶訪	第10民事部	総	宮岩大西小	坂松澤村島	昌浩知清	利之子修二	第19民事部	総	萩山上天福	本城田川田	洋博	修司幸義敦
第2民事部	総 ※	谷菅中山国小	口家久口分西	園忠朱和貴慶	恵行美宏之一	第11民事部	総	三前下坂南	木澤馬庭	素達直正宏	子朗志将幸	第20民事部	総	山本橋宇樋	田本川真	真能公貴	紀久修輔子
第4民事部	総 ※	鹿坂進向脇	子田藤井村	木大壮一宣真	康吾郎人治	第12民事部	総	中工新内	吉藤谷田	徹貴哲	郎正昭也	第21民事部	総	永伊村福加	谷藤上渡藤	典由誠裕正	雄子子貴佳
第5民事部	総	嶋伊遠岩渡	末藤藤崎辺	和正東	秀晴路慎諭	第14民事部	総	佐小杉篠石小	藤川本原村田	哲理宏康真	治子之治智治	第22民事部	総 (兼)	谷春増富五石	口名田岡嵐十垣	吉貴章智	豊茂則美裕子
第7民事部	総	水三日古鈴	野輪置庄木	有恭朋和	子子弘研孝	第15民事部	総	村内武三栗	田野藤井田	斉俊貴大正	志夫明有紀	第23民事部	総	古渡間島渡	谷邊村邊	恭和史典達之	郎義恵男輔
第8民事部	総	門大水木内	田野倉村海	友晃義匡雄	昌宏貴彦介	第16民事部	総	中浅森大	村田岡寄	さと秀礼	み俊子久	第24民事部	総 (兼) ※	東増小山右林藤船	田海門田倉所	亜隆晃史徹寛	美稔則優一高也生
第9民事部	総	相小鈴廣宮	澤林木瀬崎	眞康千拓	木彦帆孝也	第17民事部	総	吉鈴森有榮高	田木脇富田	正江正岳公	徹紀子剛夫輝						

※他の裁判所へ常てん補

機密性2

刑 事 部															
部	裁 判 官				部	裁 判 官				部	裁 判 官				
第1刑事部	総	島	田	一	第5刑事部	総	鈴	木	巧	第9刑事部	総(兼)	細	田	啓	介
		國	井	志		(兼)	奥	山	豪		(兼)	中	桐	圭	一
		橋	本	健			中	島	郎		(兼)	野	村	裕	賢
		新	崎	俊			佐	藤	傑		(兼)	柴	田		誠
第2刑事部	総	田	邊	三	第6刑事部	総	入	江	猛	第10刑事部	総	細	田	啓	介
		上	岡	哲			吉	井	平			中	桐	圭	一
		佐	藤				瀧	岡	文			野	村	裕	賢
		大	野	傑			三	浦	昭			柴	田		誠
第3刑事部	総	吉	崎	佳	第7刑事部	総(兼)	細	田	啓	第11刑事部	総	辻	川	靖	夫
		佐	藤	一		(兼)	中	桐	圭			神	田	大	助
		香	川	徹		(兼)	野	村	裕			結	城	剛	行
	※	石	田	寿		(兼)	柴	田				日	野	一	郎
第4刑事部	総	家	令	和	第8刑事部	総	齊	藤	啓	第12刑事部	総	田	村	政	喜
		早	川	幸			木	山	暢		(兼)	金	子	大	作
		安	藤	一			横	山	泰			日	野	浩	郎
		佐	脇	有			品	川	しの			三	上		潤
		丸	山	哲											

※他の裁判所へ常てん補

特 別 部		
第 1 特 別 部 (海 難 事 件)	第 3 特 別 部 (独 占 禁 止 等 関 係 事 件)	第 4 特 別 部 (分 限, 内 乱, 国 民 審 査, 弁 護 士 法 事 件 等)
総 堀相嶋伊遠小鈴廣岩宮渡 田澤末藤藤林木瀬崎崎辺 眞眞和正東康千 拓 哉木秀晴路彦帆孝慎也諭	総 堀増森小谷長村中佐門中小内菊工杉今田篠増石岩上武富伊水坂劔品菊菊進新小三五頼大栗石野水木内中内天安三 田田富出口川 田平藤田吉 川 野池藤本井中原田村井村藤岡藤野本持川池藤谷田井 嵐 眞 義邦 浩 齊 哲友徹 津 俊絵 宏弘孝康吉 直考貴貴清正浩淳英浩光貴真大 章 哉稔明夫豊二志健治昌郎子夫理正之晃一治則智幸由明美隆則志子基也慶昭治有裕一宏紀子一貴彦也訪介司子隼 ※※※※	総 堀吉萩鈴東齊小三鈴木奥横山山中前森上有品右下榮天林藤坂高南福船 田田本木 藤海木木山山城門 島 澤 脇 田富 川 田 馬 川 倉庭田 田所 眞 正 由 啓隆素 暢 泰 眞 達 津 江 洋 正 の 晃 直 岳博史徹正公宏 寛 哉徹修紀美昭則子巧郎豪造司優郎朗子幸剛ぶ一志夫義高也將輝幸敦生 ※
第 2 特 別 部 (人 身 保 護 請 求 事 件)		第 5 特 別 部 (逃 亡 犯 罪 人 引 渡 法 に よ る 事 件)
総 春谷菅中中浅山森大國小 名口家 村久 保 田口岡寄分西 園忠と朱 秀和礼 貴慶 茂恵行み美俊宏子久之一 ※	※	総 堀島田上國佐橋新大佐 田田 邊 岡井藤本崎野藤 眞 三 保 哲恒 長 哉一子生志基健俊洋傑

新件を配てんする部の構成である(旧件については、従前の配てんによる。)

※他の裁判所へ常てん補

第4議案

令和8年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めを次のとおりとする。

第1章 裁判官の配置

- 1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第2章 裁判事務の代理順序

- 1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休廷及び夏期休廷中の代理は、別表2のとおりとする。
- 4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第17民事部、第19民事部、第20民事部及び第21民事部が、(10)から(15)までの事件は、第4民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件
((8) の事件及び第 3 節の 3 の (4) から (8) までに掲げる事件を除く。)
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第 97 条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第 57 条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第 20 条第 1 項及び第 4 項並びに家事事件手続法第 274 条第 1 項による調停事件

2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。

- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成 16 年法律第 119 号。以下「設置法」という。）第 2 条第 1 号所定の事件
- (2) 設置法第 2 条第 2 号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標

に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件)

- (3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）
- (4) 設置法第2条第4号所定の事件
- (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件((1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。)
- (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。)

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件

3 第3特別部

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）第85条又は第86条の事件
- (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
- (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
- (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
- (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
- (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件

4 第4特別部

- (1) 裁判所法第16条第4号の事件
- (2) 裁判官分限法第3条の事件
- (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件
- (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件
- (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件

5 第5特別部

- (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件

- (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
- (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件

6 第1特別部から第5特別部まで

各特別部における次に掲げる事件

- (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件
- (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- (4) 刑事に関する差戻事件
- (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第4章 事件の分配

第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

1 民事部が分担する事件

- (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録の厚さが70センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、70センチメートルを超え140センチメートル以下のものと140センチメートルを超えるものとのに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録の厚さが35センチメートルを超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

- イ 民事の抗告事件
- ウ 行政の控訴事件
- エ 行政の抗告事件
- オ 選挙に関する訴訟事件
- カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2) ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、次の(ア)から(エ)までに区分し、それぞれ受理の順点により、第17民事部、第19民事部、第20民事部及び第21民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録の厚さが35センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、上記の各部に、受理の順点により、分配する。

(ア) 遺産分割の審判に対する抗告事件

(イ) 子の返還申立事件の決定に対する抗告事件

(ウ) 親権行使者指定事件の審判のうち緊急に処理する必要があることが記録上明らかな抗告事件

(エ) それ以外の抗告事件

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

- (3) 抗告事件（(2)の事件を除く。）で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の厚さにかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。
- (4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

- (1) 刑事の控訴事件（(2)に定めるものを除く。）は、原審記録の重量が2.5キログラム未満、5.0キログラム未満、15.0キログラム未満、25.0キログラム未満、50.0キログラム未満及び50.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、原審記録の重量が5.0キログラム未満、15.0キログラム未満及び15.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (3) 抗告事件（医療観察法による抗告事件を除く。）、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部（夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。）に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件（法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。）は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇所を当番部とし、当番部は、当番日（執務時間外を含む。）に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番

部を繰り替えるものとする。

(4) (1)のうち、学生等集団事件については、原審記録の重量が25.0キログラム未満のものについては、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。

(6) (1)、(2)の事件について、原審記録が到達した後、刑事部各部に分配されるまでの間に、同事件の被告人についてなされた刑事訴訟法第96条第1項及び第4項の規定による保釈取消請求及び勾留執行停止の取消請求並びに同法第342条の8第1項（同法第345条の3において準用する場合を含む。）の規定による勾留請求、保釈取消請求及び勾留執行停止の取消請求に係る事件は、(3)アの当番部が処理するものとする。

(7) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

(8) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

(1) 民事部

ア（裁判官の除斥又は忌避の申立事件の分配）

裁判官の除斥又は忌避の申立てに関する事件は、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、除斥又は忌避を申し立てられた裁判官の所属する部に分配することとなる場合には、次に分配を受けることとなる部に分配し、次の事件を先に分配を受けなかった部に分配する。

特別部においては、その部に分配する。

イ（裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立事件の分配）

前記アの定めは、裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立事件について準用する。この場合において、「除斥又は忌避を申し立てられた裁判官」とあるのは、「除斥若しくは忌避を申し立てられた裁判所書記官又は除斥若しくは忌避を申し立てられた専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官若しくは家庭裁判所調査官に当該事件を指定した裁判官」と読み替えるものとする。

(2) 刑事部

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、刑事部においては、各別に次位の部が、特別部においては、その部がこれをする。

4 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議（以下「代表者会議」という。）の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

6 (1) 第4民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

(2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。

8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。

9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。

10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を

除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。) であるときは、この限りでない。

- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第5章 開廷日割

- 1 各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することができる。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第6章 行政事務の代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。
- 2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。
- 3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

附 則

- 1 この定めは、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この定め第4章2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控

訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。

3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定め第4章3、10、11及び12に規定する次位の部にあたるときは、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。

4 この定め第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

東京高等裁判所裁判官配置表(令和8年1月1日現在)

民 事 部																	
部	裁 判 官					部	裁 判 官					部	裁 判 官				
第1民事部	総	小田上進中	出中村藤 嵐	邦孝考光 諏	夫一由慶 訪	第10民事部	総	宮岩大西 小	坂松澤村 島	昌浩知清	利之子修 二	第19民事部	総	萩山上天 福	本城田川 田	洋博	修司幸義 敦
第2民事部	総 ※	谷菅中山 国小	口家保久 口分西	園忠朱和 貴慶	恵行美宏 之一	第11民事部	総	三前下坂 南	木澤馬庭	素達直正 宏	子朗志将 幸	第20民事部	総	山本橋宇 樋	田田本川 真	真能公貴	紀久修輔 子
第4民事部	総 ※	鹿坂進向 脇	子田藤井 村	木大壮一 宣真	康吾郎人 治	第12民事部	総	中工新内	吉藤谷田	徹貴哲	郎正昭也	第21民事部	総	永伊村福 加	谷藤上渡 藤	典由誠裕 正	雄子子貴 佳
第5民事部	総	嶋伊遠岩 渡	末藤藤崎 辺	和正東	秀晴路慎 諭	第14民事部	総	佐小杉篠 石小	藤川本原 村田	哲理宏康 真	治子之治 智治	第22民事部	総 (兼)	谷春増富 五石	口名田岡 嵐垣	吉貴章智	豊茂則美 裕子
第7民事部	総	水三日古 鈴	野輪置庄 木	有恭朋和	子子弘研 孝	第15民事部	総	村内武三 栗	田野藤井 田	斉俊貴大 正	志夫明有 紀	第23民事部	総	古渡間島 渡	谷邊村邊	恭和史典 達	一郎義恵 男輔
第8民事部	総	門大水木 内	田野倉村 海	友晃義匡 雄	昌宏貴彦 介	第16民事部	総	中浅森大	村田岡寄	さと秀礼	み俊子久	第24民事部	総 (兼) ※	東増小山 右林藤船	田海門田 倉所	亜隆晃史 徹寛	美稔則優 一高也生
第9民事部	総	相小鈴廣 宮	澤林木瀬 崎	眞康千拓	木彦帆孝 也	第17民事部	総	吉鈴森有 榮高	田木脇富 田	正江正岳 公	徹紀子剛 夫輝						

※他の裁判所へ常てん補

32

特別部		
第1特別部 (海難事件)	第3特別部 (独占禁止等関係事件)	第4特別部 (分限, 内乱, 国民審査, 弁護士法事件等)
総 堀相嶋伊遠小鈴廣岩宮渡 田澤末藤藤林木瀬崎崎辺 眞眞和正東康千 拓 哉木秀晴路彦帆孝慎也諭	総 堀鹿増森小谷谷長村菅中佐小内菊杉今田中篠増山石岩上武富伊水坂劔品菊進小三五頼坂進栗石野国小向中脇天安三 田子田富出口口川 谷 田家平藤 川 野池本井中 保 久 原田口村井村藤岡藤野本持川池藤田井 嵐 十 田 藤 田垣澤分西井鳥村野 岡 眞 納 眞木 義邦園 浩 齊忠 哲津 俊絵宏弘孝 朱 康吉和 直考貴貴清正浩淳英浩光真大 章 晋大 一 正智晃貴慶宣諏真研 美 香 哉康稔明夫惠豊二志行健治子夫理之晃一美治則宏智幸由明美隆則志子基也慶治有裕一吾郎紀子一之一人訪治司子隼	総 堀水萩田入三門上佐吉三山前上瀧下天日大大三古坂鈴木木南福佐内 田野本 邊 江木田岡藤井輪城澤田岡 馬 川置野野浦庄庭木倉村 田藤海 眞有 三 保 素友哲 隆恭 達洋俊 直 博朋晃 隆 正和義匡宏 雄 哉子修子猛子昌生基平子司朗幸文志義弘宏洋昭研将孝貴彦幸敦傑介
第2特別部 (人身保護請求事件)		第5特別部 (逃亡犯罪人引渡法による事件)
総 春永中伊浅森大村福加 名谷 村藤 田岡寄上渡藤 典と紀 秀礼 誠裕正 茂雄み子俊子久子貴佳	※※※※ ※ ※※	総 堀辻島國神結日橋新蛭 田川田井田城 野 本崎田 眞靖 恒大剛 一 浩 長円 哉夫一志助行郎健俊香

新件を配てんする部の構成である(旧件については、従前の配てんによる。)

※他の裁判所へ常てん補

夏期休廷部日割表（令和 8 年度）

	前 期		後 期	
	(7月21日～8月10日)		(8月11日～8月31日)	
	休廷部	代理部	休廷部	代理部
民 事 部	第 2 民事部	第 1 民事部	第 1 民事部	第 2 民事部
	第 4 民事部	第 20 民事部	第 20 民事部	第 4 民事部
	第 5 民事部	第 7 民事部	第 7 民事部	第 5 民事部
	第 8 民事部	第 9 民事部	第 9 民事部	第 8 民事部
	第 11 民事部	第 10 民事部	第 10 民事部	第 11 民事部
	第 12 民事部	第 14 民事部	第 14 民事部	第 12 民事部
	第 15 民事部	第 16 民事部	第 16 民事部	第 15 民事部
	第 17 民事部	第 19 民事部	第 19 民事部	第 17 民事部
	第 21 民事部	第 22 民事部	第 22 民事部	第 21 民事部
	第 23 民事部	第 24 民事部	第 24 民事部	第 23 民事部
刑 事 部	第 1 刑事部	第 5 刑事部	第 2 刑事部	第 12 刑事部
	第 4 刑事部	第 10 刑事部	第 3 刑事部	第 6 刑事部
	第 6 刑事部	第 3 刑事部	第 5 刑事部	第 1 刑事部
	第 8 刑事部	第 11 刑事部	第 10 刑事部	第 4 刑事部
	第 12 刑事部	第 2 刑事部	第 11 刑事部	第 8 刑事部

(別表 3)

開廷日割表 (令和 8 年度)

	部	開廷日	法 廷
民 事 部	第 1 民事部	月・水・金	民事 8 2 2 号
	第 2 民事部	火・木・金	民事 8 2 2 号
	第 4 民事部	火・木・金	民事 8 1 7 号
	第 5 民事部	月・水・金	民事 5 1 1 号
	第 7 民事部	火・木・金	民事 5 1 1 号
	第 8 民事部	火・木・金	民事 8 0 9 号
	第 9 民事部	月・水・金	民事 8 0 9 号
	第 10 民事部	火・木・金	民事 8 2 5 号
	第 11 民事部	月・水・金	民事 8 2 5 号
	第 12 民事部	月・水・金	民事 8 2 4 号
	第 14 民事部	火・木・金	民事 8 2 4 号
	第 15 民事部	月・水・金	民事 8 0 8 号
	第 16 民事部	火・木・金	民事 8 0 8 号
	第 17 民事部	月・水・金	民事 8 1 2 号
	第 19 民事部	火・木・金	民事 8 1 2 号
	第 20 民事部	月・水・金	民事 8 1 7 号
	第 21 民事部	火・木・金	民事 4 2 4 号
	第 22 民事部	月・水・金	民事 4 2 4 号
	第 23 民事部	月・水・金	民事 7 1 7 号
	第 24 民事部	火・木・金	民事 7 1 7 号

	部	開廷日	法 廷
刑 事 部	第 1 刑事部	月・水・金	刑事 7 2 0 号
	第 2 刑事部	月・火・木	刑事 7 2 0 号
	第 3 刑事部	月・水・金	刑事 4 1 0 号
	第 4 刑事部	月・火・木	刑事 5 0 6 号
	第 5 刑事部	月・水・金	刑事 5 0 6 号
	第 6 刑事部	月・火・木	刑事 4 1 0 号
	第 8 刑事部	月・水・金	刑事 8 0 5 号
	第 10 刑事部	月・火・木	刑事 8 0 5 号
	第 11 刑事部	月・水・金	刑事 6 2 2 号
	第 12 刑事部	月・火・木	刑事 6 2 2 号
特 別 部	第 1 特別部	随 時	
	第 2 特別部	随 時	
	第 3 特別部	随 時	
	第 4 特別部	随 時	
	第 5 特別部	随 時	

令和 8 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、
裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め

新 旧 対 照 表

(現 行)	(改 正 案)
第 1 章 裁判官の配置	第 1 章 裁判官の配置
1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表 1 のとおりとする。 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。	1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表 1 のとおりとする。 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。
第 2 章 裁判事務の代理順序	第 2 章 裁判事務の代理順序
1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表 1 に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休廷及び夏期休廷中の代理は、別表 2 のとおりとする。 4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。	1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表 1 に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休廷及び夏期休廷中の代理は、別表 2 のとおりとする。 4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。
第 3 章 裁判事務の分担	第 3 章 裁判事務の分担
第 1 節 民事部及び知的財産高等裁判所	第 1 節 民事部及び知的財産高等裁判所
1 民事部 第 1 民事部、第 2 民事部、第 4 民事部、第 5 民事部、第 7 民事部から第 12 民事部まで、第 14 民事部から第 17 民事部まで及び第 19 民事部から第 24 民事部までの各部は、本節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、 <u>第 15 民事部</u> 、 <u>第 16 民事部</u> 、 <u>第 17 民事部</u> 及び <u>第 19 民事部</u> が、 <u>(10)</u> から <u>(15)</u> までの事件は、第 4 民事部が分担する。 (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8)の事件及び第 3 節の 3 の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。) (2) 選挙に関する訴訟事件 (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件	1 民事部 第 1 民事部、第 2 民事部、第 4 民事部、第 5 民事部、第 7 民事部から第 12 民事部まで、第 14 民事部から第 17 民事部まで及び第 19 民事部から第 24 民事部までの各部は、本節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、 <u>第 17 民事部</u> 、 <u>第 19 民事部</u> 、 <u>第 20 民事部</u> 及び <u>第 21 民事部</u> が、 <u>(10)</u> から <u>(15)</u> までの事件は、第 4 民事部が分担する。 (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8)の事件及び第 3 節の 3 の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。) (2) 選挙に関する訴訟事件 (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件

- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
 - (5) 差戻事件及び再審事件
 - (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
 - (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
 - (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
 - (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
 - (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
 - (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
 - (12) 電波法第97条の事件
 - (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
 - (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
 - (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
 - (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件
- 2 知的財産高等裁判所
- 知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。
- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
 - (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）
 - (3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）
 - (4) 設置法第2条第4号所定の事件
 - (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件((1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。)
 - (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。)

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に

- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
 - (5) 差戻事件及び再審事件
 - (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
 - (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
 - (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
 - (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
 - (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
 - (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
 - (12) 電波法第97条の事件
 - (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
 - (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
 - (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
 - (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件
- 2 知的財産高等裁判所
- 知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。
- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
 - (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）
 - (3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）
 - (4) 設置法第2条第4号所定の事件
 - (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件((1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。)
 - (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。)

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に

関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(平成25年法律第100号による改正前のもの)第85条又は第86条の事件
 - (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
 - (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
 - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
 - (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
 - (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
 - (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
 - (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- 4 第4特別部
 - (1) 裁判所法第16条第4号の事件
 - (2) 裁判官分限法第3条の事件

関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(平成25年法律第100号による改正前のもの)第85条又は第86条の事件
 - (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
 - (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
 - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
 - (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
 - (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
 - (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
 - (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- 4 第4特別部
 - (1) 裁判所法第16条第4号の事件
 - (2) 裁判官分限法第3条の事件

- (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件
- (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件
- (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件
- 5 第5特別部
 - (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件
 - (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
 - (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
 - (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
 - (5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件
- 6 第1特別部から第5特別部まで
各特別部における次に掲げる事件
 - (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件
 - (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件
 - (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
 - (4) 刑事に関する差戻事件
 - (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件
- 第4章 事件の分配
- 第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。
- 1 民事部が分担する事件
 - (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録の厚さが70センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、70センチメートルを超え140センチメートル以下のものと140センチメートルを超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審

- (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件
- (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件
- (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件
- 5 第5特別部
 - (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件
 - (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
 - (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
 - (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
 - (5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件
- 6 第1特別部から第5特別部まで
各特別部における次に掲げる事件
 - (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件
 - (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件
 - (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
 - (4) 刑事に関する差戻事件
 - (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件
- 第4章 事件の分配
- 第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。
- 1 民事部が分担する事件
 - (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録の厚さが70センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、70センチメートルを超え140センチメートル以下のものと140センチメートルを超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審

記録の厚さが35センチメートルを超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

- (2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録の厚さが35センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部に、受理の順点により、分配する。

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

- (3) 抗告事件（(2)の事件を除く。）で緊急に処理す

記録の厚さが35センチメートルを超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

- (2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、次の(ア)から(エ)までに区分し、それぞれ受理の順点により、第17民事部、第19民事部、第20民事部及び第21民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録の厚さが35センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、上記の各部に、受理の順点により、分配する。

(ア) 遺産分割の審判に対する抗告事件

(イ) 子の返還申立事件の決定に対する抗告事件

(ウ) 親権行使者指定事件の審判のうち緊急に処理する必要があることが記録上明らかな抗告事件

(エ) それ以外の抗告事件

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

- (3) 抗告事件（(2)の事件を除く。）で緊急に処理す

る必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の厚さにかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

- (4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

- (1) 刑事の控訴事件（(2)に定めるものを除く。）は、原審記録の重量が2.5キログラム未満、5.0キログラム未満、15.0キログラム未満、25.0キログラム未満、50.0キログラム未満及び50.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

- (2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、原審記録の重量が5.0キログラム未満、15.0キログラム未満及び15.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

- (3) 抗告事件（医療観察法による抗告事件を除く。）、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部（夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。）に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件（法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。）は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇所を当番部とし、当番部は、当番日（執務時間外を含む。）に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

- (4) (1)のうち、学生等集団事件については、原審記録の重量が25.0キログラム未満のものについては、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

る必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の厚さにかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

- (4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

- (1) 刑事の控訴事件（(2)に定めるものを除く。）は、原審記録の重量が2.5キログラム未満、5.0キログラム未満、15.0キログラム未満、25.0キログラム未満、50.0キログラム未満及び50.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

- (2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、原審記録の重量が5.0キログラム未満、15.0キログラム未満及び15.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

- (3) 抗告事件（医療観察法による抗告事件を除く。）、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部（夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。）に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件（法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。）は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇所を当番部とし、当番部は、当番日（執務時間外を含む。）に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

- (4) (1)のうち、学生等集団事件については、原審記録の重量が25.0キログラム未満のものについては、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

- (5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。

(新設)

- (6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

- (7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

(1) 民事部

ア（裁判官の除斥又は忌避の申立事件の分配）

裁判官の除斥又は忌避の申立てに関する事件は、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、除斥又は忌避を申し立てられた裁判官の所属する部に分配することとなる場合には、次に分配を受けることとなる部に分配し、次の事件を先に分配を受けなかった部に分配する。

特別部においては、その部に分配する。

イ（裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立事件の分配）

前記アの定めは、裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立事件につい

- (5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。

- (6) (1)、(2)の事件について、原審記録が到達した後、刑事部各部に分配されるまでの間に、同事件の被告人についてなされた刑事訴訟法第96条第1項及び第4項の規定による保釈取消請求及び勾留執行停止の取消請求並びに同法第342条の8第1項（同法第345条の3において準用する場合を含む。）の規定による勾留請求、保釈取消請求及び勾留執行停止の取消請求に係る事件は、(3)アの当番部が処理するものとする。

- (7) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

- (8) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

(1) 民事部

ア（裁判官の除斥又は忌避の申立事件の分配）

裁判官の除斥又は忌避の申立てに関する事件は、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、除斥又は忌避を申し立てられた裁判官の所属する部に分配することとなる場合には、次に分配を受けることとなる部に分配し、次の事件を先に分配を受けなかった部に分配する。

特別部においては、その部に分配する。

イ（裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立事件の分配）

前記アの定めは、裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立事件につい

て準用する。この場合において、「除斥又は忌避を申し立てられた裁判官」とあるのは、「除斥若しくは忌避を申し立てられた裁判所書記官又は除斥若しくは忌避を申し立てられた専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官若しくは家庭裁判所調査官に当該事件を指定した裁判官」と読み替えるものとする。

(2) 刑事部

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、刑事部においては、各別に次位の部が、特別部においては、その部がこれをする。

4 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議（以下「代表者会議という」）の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

6(1) 第4民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

(2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置

て準用する。この場合において、「除斥又は忌避を申し立てられた裁判官」とあるのは、「除斥若しくは忌避を申し立てられた裁判所書記官又は除斥若しくは忌避を申し立てられた専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官若しくは家庭裁判所調査官に当該事件を指定した裁判官」と読み替えるものとする。

(2) 刑事部

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、刑事部においては、各別に次位の部が、特別部においては、その部がこれをする。

4 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議（以下「代表者会議という」）の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

6(1) 第4民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

(2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置

された部に分配されたものとみなす。

- 7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。
- 8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。
- 9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。
- 10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。
- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第5章 開廷日割（略）

第6章 行政事務の代理順序（略）

附 則

- 1 この定めは、令和7年7月15日から施行する。
- 2 この定め第4章2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。
- 3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定め第4章3、10、11及び12に規定する次位の部にあたる場合は、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」

された部に分配されたものとみなす。

- 7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。
- 8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。
- 9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。
- 10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。
- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第5章 開廷日割（略）

第6章 行政事務の代理順序（略）

附 則

- 1 この定めは、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この定め第4章2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。
- 3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定め第4章3、10、11及び12に規定する次位の部にあたる場合は、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」

と読み替える。

- 4 この定め第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後受理した事件についてのみ同様とする。

別表1から3まで (略)

と読み替える。

- 4 この定め第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後受理した事件についてのみ同様とする。

別表1から3まで (略)

(令和 8 年 1 月 1 日現在)

長官に差し支えがあるときの代理順序の指名について

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第 1 順位 第 4 民事部 鹿子木 康 部総括判事

第 2 順位 第 10 刑事部 細田 啓介 部総括判事

(1 月から 6 月まで。7 月から 12 月までは第 1 順位と第 2 順位が逆となる。)

第 3 順位 第 17 民事部 吉田 徹 部総括判事

第 4 順位 第 9 民事部 相澤 眞木 部総括判事

第 5 順位 第 7 民事部 水野 有子 部総括判事

第 6 順位 第 11 刑事部 辻川 靖夫 部総括判事

第 7 順位 第 19 民事部 萩本 修 部総括判事

第 8 順位 第 12 刑事部 田村 政喜 部総括判事

第 9 順位 第 1 刑事部 島田 一 部総括判事

第 10 順位 第 2 刑事部 田邊三保子 部総括判事